

市有地の売却に係る一般競争入札説明書

島根県大田市

次の物件の売却に係る一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ入札に参加してください。

1. 売り払い物件

物件番号	予定価格 (最低売却価格)	公有財産	
		種類	所在地等
1	0円	土地	島根県大田市水上町福原 70 番 7 宅地 64.09 m ²
			島根県大田市水上町福原 70 番 8 宅地 71.44 m ²
			島根県大田市水上町福原 71 番 2 宅地 54.00 m ²
		建物	島根県大田市水上町福原 70 番 7 住宅 39.93 m ²

2. 入札参加の資格

入札に参加できるものは、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者（共有名義で入札する場合は全ての共有者を含む）とします。

- (1) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと）
- (2) 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成 17 年大田市告示第 13 号）の規定による指名停止を受けていないこと
- (3) 大田市における市税等の滞納がないこと
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続の申立てがなされている者
 - エ) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - オ) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 物件の確認

物件については、物件調書に概略を記載していますが、引渡しは現状引渡となりますので、必ず事前に現地を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等について調査を行ってください。

4. 現地説明会

入札物件の現地説明会は希望者のみ実施します。希望される方は大田市役所 総務部 管財課までお問い合わせください。

5. 入札日時及び場所

- (1) 入札期日 令和5年6月19日(月)
- (2) 入札受付 9:00~9:20
- (3) 入札時間 9:30~
- (4) 入札場所 大田市役所2階第2会議室

6. 入札保証金の納付

- (1) 入札当日の入札開始前までに、入札金額の10%以上に相当する入札保証金を、納付書により納付いただきます。
- (2) 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了の約2週間後に、ご指定の銀行口座への振込により還付します。
- (3) 落札された方の入札保証金は、売買契約締結時に契約保証金に充当することもできます。

なお、落札者が売買契約を締結しない場合は、落札は無効となり、納付された入札保証金は、還付されません。

7. 入札の際の持参品 ※持参されない場合は、入札に参加できない場合もあります。

- (1) 個人：身分証明書(入札日前3ヶ月以内に発行されたもの)
身分証明書は、本籍地の市区町村で交付を受けてください。
法人：登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
(入札日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- (2) 大田市税等の滞納のない証明書(入札日前3ヶ月以内に発行されたもの)
大田市で課税されていない方も必要です。大田市役所市民課及び仁摩・温泉津各支所の市民生活課で交付されます。
- (3) 暴力団等排除に関する誓約書
誓約書は大田市ホームページでも取得できます。

(4) 委任状

①本人が入札に参加される場合は、委任状は不要です。

②法人の代表者でない方や、個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、本人（委任者）の実印を押した委任状（印鑑証明書（入札日前3ヶ月以内に発行されたもの）を添付）を提出してください。

(5) 印鑑

入札書に押印する本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札する場合は、本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

(6) 入札保証金の領収書（原本）

入札当日の入札開始前までに、入札金額の10%以上の入札保証金を、納付書により納付してください。

(7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

8. 入札方法等

(1) 入札の受付は、9時から9時20分まで行います。7.に記載した入札の際の持参品を用意してください。なお、代理人により入札する場合は、受付の際「委任状」及び申込者本人の印鑑証明書を提出してください。

(2) 入札方法

①入札書に、入札金額、日付、入札者の住所・氏名を記入のうえ、本人の印鑑を押印してください。ただし、代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印を押印し、本人の印は不要です。

②入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

③提出された入札書は、その理由にかかわらず、引き換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

(3) 落札者の決定方法

①入札締切後、直ちに開札します。

②開札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって応札した方を落札者とします。

③落札者となる同価格の入札者が2名以上あったときは、くじによって落札者を決定します。なお、くじは辞退することができません。

④落札者がいなかった場合は、再度入札を行います。（2回まで。ただし入札保証金による入札限度額が予定価格を超えない場合は行いません。）

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 所定の入札書によらない入札

(3) 同一物件に対し2通以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む）による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難い入札

(6) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過小の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10. 契約の締結

- (1) 落札者は、令和5年6月26日(月)までに、「不動産売買契約書」により、売買契約を締結していただきます。
 - ※契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
 - ※期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は大田市に帰属することになりますのでご注意ください。
- (2) 契約の際に契約金額の10%以上の契約保証金を納付していただきます。
なお、納付いただいた契約保証金は、売買代金に充当します。

11. 売買代金及び手数料の支払方法

支払方法は、次の(1)又は(2)のいずれかになります。

- (1) 売買契約締結と同時に売買金額及び手数料を一括納付する方法。
 - ※この場合、契約保証金は不要です。
- (2) 売買契約締結と同時に契約保証金(契約金額の10%以上の金額)及び手数料を納付し、残金を売買契約書に指定する期日までに納付する方法。
 - ※売買代金を指定する期日までに支払わなかった場合は、契約は解除となり、契約保証金は大田市に帰属することになりますのでご注意ください。

12. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すこととします。
- (2) 土地の所有権移転登記は、売買代金完納後に大田市が行いますので、売買代金を納付されたら、速やかに下記の書類等をご提出ください。
 - ・ 売買代金の領収書(原本)
 - ・ 登録免許税額に相当する収入印紙
 - ・ 住民票抄本
- (3) 建物は未登記の物件となります。所有権移転後、登記等の必要な手続きは落札者の負担と責任により行ってください。

13. その他

地盤に関する調査は行っておりません。住宅等を建築する際に行う地盤調査等において、基礎補強をされる場合でも当該費用は購入者の負担となります。

14. お問い合わせ先

大田市大田町大田口1111番地
大田市役所 総務部 総務課
電話 0854-83-8018(直通)